

西脇市立小学校及び西脇市立中学校の学校  
規模の適正化・適正配置について（答申）

令和 4 年 7 月

西脇市立学校学習環境規模適正化検討会議

# 目 次

はじめに	・・・ P 1
I. 対象期間	・・・ P 2
II. 小・中学校数と児童生徒数の推移	・・・ P 2
1 中学校区別児童生徒数の推移	
2 年齢別年少人口	
3 小学校区別年少人口	
III. 西脇市の学校教育の現状	・・・ P 4
IV. 「学びの質」を高める学習環境	・・・ P 5
1 教育のしくみ（小中一貫教育制度の研究・導入）	
2 教育のしくみ（就学前教育・高等学校との連携強化）	
3 学習環境（今日的課題への対応）	
4 地域・家庭との連携・協働（「地域とともにある新たな学校」づくり）	
V. 教職員の勤務の適正化推進	・・・ P 7
VI. 基本的な考え方	・・・ P 8
VII. 適正規模（学校規模）	・・・ P 8
1 国・県の基準	
2 市内小・中学校の学校規模	
3 適正規模に関する課題	
4 適正規模に関する提案	
VIII. 適正配置（通学距離・通学時間）	・・・ P 1 1
1 学びを支える学校配置	
2 国の基準（通学距離・通学時間）	
3 適正配置（通学距離・通学時間）に関する提案	
4 適正化推進のための実施計画の策定	
IX. 教育施設	・・・ P 1 4
1 西脇市公共施設等総合管理計画の推進	
2 西脇市立小中学校教育施設長寿命化計画の推進	
3 学校教育施設整備に関する提案	
4 地域活性化・廃校舎利活用	
X. 持続可能な学習環境を求めて	・・・ P 1 5
XI. 附帯意見	・・・ P 1 5
《参考資料》	・・・ P 1 6

## はじめに

高度なコンピュータ技術やA Iの導入等に象徴される「Society5.0（仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、我が国が目指すべき未来社会の姿）」が提唱され、社会構造や社会情勢は急速に変化し続けています。

そのような中、教育諸制度の改革や情報化・グローバル化に対応した教育活動や部活動の地域移行等を含めた教職員の働き方改革等、教育現場においても大きな変化が起こっています。

一方では、出生数の減少等により、今後、年少人口の減少がさらに進行することが予測され、西脇市においても児童生徒数の減少に対応した学校教育の在り方や学校の適正規模・適正配置について検討し、将来的に持続可能な学習環境を構築することが喫緊の課題となるに至りました。

こうした状況から、西脇市立学校学習環境規模適正化検討会議（以下「検討会議」）が立ち上げられ、市長から次の2点について諮問を受けました。

- 1 西脇市立小学校及び西脇市立中学校の学校規模の適正化について
- 2 西脇市立小学校及び西脇市立中学校の適正配置について

検討会議においては、諮問に対する答申に向け、令和2年7月に第1回の会議を開催して以降、令和4年6月までの2年間で12回にわたり熟議を重ねてきました。

同期間に並行して、各中学校区における計17回の地域会議に加え、市内8地区において現状説明会を開催してきました。これらの会議で表明された意見等については、検討会議における協議に反映させてきました。

検討会議においては、各委員がそれぞれの立場で、様々な観点から意見を出し合いました。少子化が進む中で、将来を担う子どもたちのより良い学習環境の創造を念頭に置き、慎重に審議を行いました。

このたび、検討会議における審議の結果をとりまとめましたので、ここに答申します。

西脇市及び西脇市教育委員会におかれましては、本答申の趣旨を尊重し、学習環境規模適正化の実現に向けて努力されるよう要望します。

西脇市立学校学習環境規模適正化検討会議

## I. 対象期間

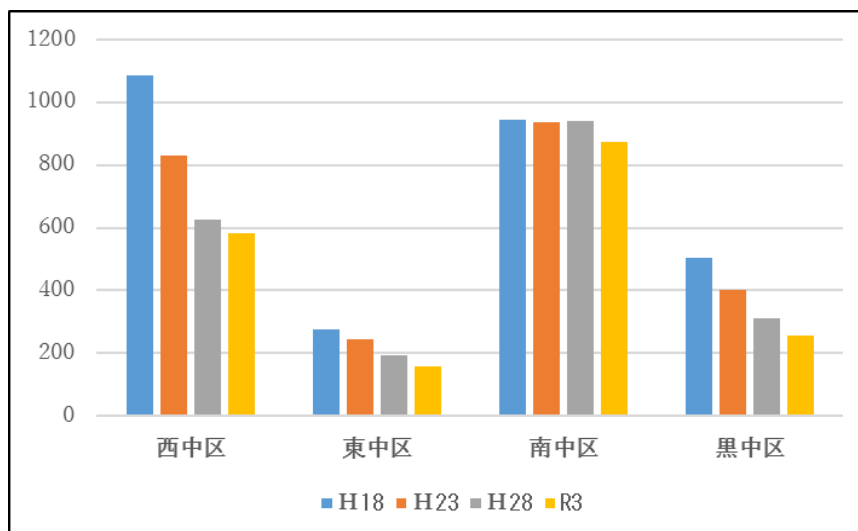
西脇市立学校学習環境規模適正化を具体的に進める対象期間を、15年間（令和5年度～令和19年度）とします。

## II. 小・中学校数と児童生徒数の推移

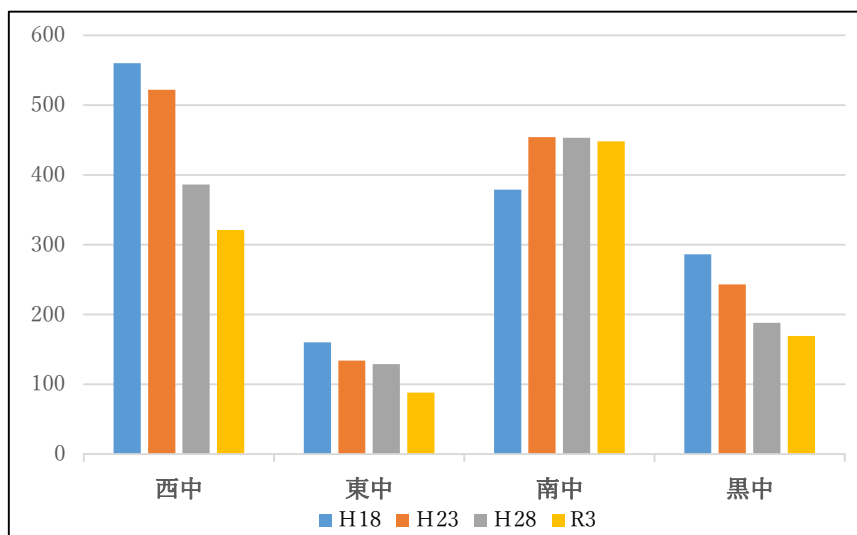
### 1. 中学校区別児童生徒数の推移

平成17年、旧西脇市と旧黒田庄町との市町合併により、市立小・中学校は小学校8校、中学校4校となりました。近年、西脇市における急速な少子高齢化に伴う0歳から14歳の人口（年少人口）の減少により、小・中学校の児童生徒数が減少し続けています。平成18年度の市内8小学校に在籍する児童数は2,807人でしたが、令和3年度には1,868人となり、平成18年度と比較すると939人減少しました。中学校区別児童数・生徒数の推移について、図表1及び図表2に示します。

図表1 小学校児童数の推移 (単位：人)



図表2 中学校生徒数の推移 (単位：人)

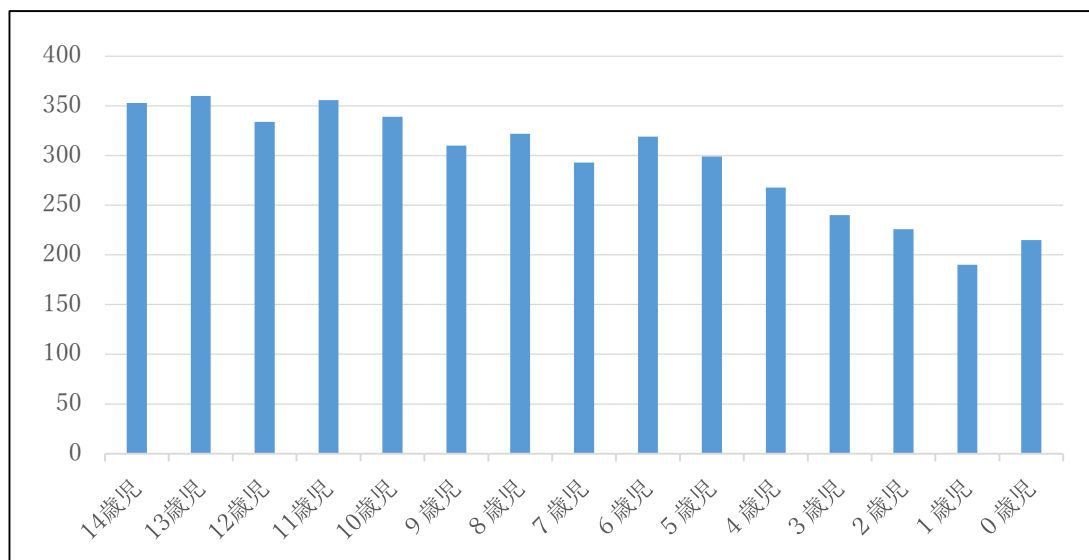


## 2. 年齢別年少人口（住民基本台帳登録）

年齢別年少人口について、図表3に示します。

近年の年齢別人口は、350人程度から200人程度に減少しており、年度による増減はあるものの全体としては減少傾向が続いています。

図表3 年齢別人口（0歳児～14歳児）（単位：人）



※西脇市住民基本台帳登録データ（令和4年4月1日時点）より

## 3. 小学校区別年少人口

西脇市統計書（住民基本台帳）の平成17年度と令和2年度の比較によると、小学校区別の年少人口は、西脇地区（▲36%）、日野地区（▲44%）、津万地区（▲34%）、重春地区（▲5%）、野村地区（2%）、比延地区（▲55%）、芳田地区（▲46%）、黒田庄地区（▲43%）といずれもマイナスになっています。

図表4は、小学校別の0歳児から6歳児までの人口を一覧にしたものです。

学校で1つの学年を形成する4月2日から翌年4月1日までの間に生まれた子どもの人数が、1桁になっている小学校、又は1桁になる可能性が生じている小学校が増加することで、将来的に複式学級編制となる可能性が高まっています。

図表4 小学校区別年少人口（単位：人）

年齢区分	生年月日\校名	西脇小	重春小	日野小	比延小	双葉小	芳田小	楠丘小	桜丘小
6歳児	H27.4.2～H28.4.1	75	117	34	17	6	19	29	22
5歳児	H28.4.2～H29.4.1	75	129	28	17	1	11	25	13
4歳児	H29.4.2～H30.4.1	72	106	28	10	2	12	20	18
3歳児	H30.4.2～H31.4.1	59	109	23	10	4	7	17	11
2歳児	H31.4.2～R2.4.1	55	84	31	8	2	10	22	14
1歳児	R2.4.2～R3.4.1	37	98	21	10	1	0	12	11
0歳児	R3.4.2～R4.4.1	54	94	29	12	2	7	11	6

※西脇市住民基本台帳登録データ（令和4年4月1日時点）より

### Ⅲ. 西脇市の学校教育の現状

西脇市は、国・県が策定した「第3期教育振興基本計画」・「第3期ひょうご教育創造プラン」を踏まえ、平成31年度から令和5年度の5年間を対象期間とする第3期西脇市教育振興基本計画「教育創造にしわきプラン」を策定しています。

この計画で掲げられている基本理念は、「心紡いで 彩り豊かな人財の育成」となっています。この理念には、西脇市への誇りと愛着を持つ人の思いをつなげ、受け継いできた旧き良きものと新しい知恵・技を播州織のごとく織り込むことによって、彩り豊かな人財（材）を育成するという思いが込められています。この理念に基づき、西脇市教育委員会は、次の5つの重点目標を達成するため様々な教育施策を推進しています。

#### ◎重点目標 第1

社会の変化を前向きに受け止め、夢と志を持って可能性に挑戦する力を育成します。

#### ◎重点目標 第2

未来を見据え、地域社会の持続的な発展を実現するための多様な人材を育成します。

#### ◎重点目標 第3

生涯学び、人生を豊かに生きられる環境を整えます。

#### ◎重点目標 第4

自己の可能性の追求が、誰にも保障される学びのセーフティネットを構築します。

#### ◎重点目標 第5

教育施策推進のための基盤を整備し、教育成果を共有します。

また、西脇市教育委員会では、この5つの重点目標を踏まえた推進指針となる「西脇市教育の指針」を作成し、子どもたちに求められる資質・能力を育むための具体的な教育施策を発信しています。急速な変化を遂げるこれからの社会を生きるためには、「知」（確かな学力）・「徳」（豊かな人間性）・「体」（健康・体力）をバランスよく育むことが大切であると言われます。西脇市の子どもたちが、「知」・「徳」・「体」をバランスよく身に着ける力、つまり「生きる力」を、より多くの仲間・人との触れ合いによって培い、新たな時代を生き抜いてくれることが望まれます。

#### 知

- 学力の基盤となる「読解力」の育成 《リーディングスキルの育成》
- 新しい学びへの授業づくり《個別最適な学び》 タブレット型PC活用  
《協働的な学び》課題解決力の育成  
コミュニケーション力育成
- グローバル社会への対応 《外国語活動～英語》  
《外国語コミュニケーション力》

## 徳

- 他者との協働 「対話」による深い学び（道徳科）
- 人権尊重の精神の涵養・多様性の尊重
- 認め合う集団づくり 多様な集団活動の実施（自主性・自律性）
- ふるさと意識の醸成 地域への愛着・誇り・地域の未来への期待
- SDGs推進 新たな価値・新たなしくみの創造

## 体

- 豊かなスポーツライフの実現  
スポーツの楽しさ・喜びを味わう多様な体験  
スポーツ環境づくり・部活動の地域移行
- 心身の健康の保持・増進

## IV. 「学びの質」を高める学習環境

学校の適正な学習環境を検討するにあたり、学校規模・学校配置の適正化に関する協議に先立って、「学びの質」を高めるための「教育のしくみ」、次代が求める学び、人材育成を踏まえた「学習環境」、「地域・家庭との連携・協働」に関する意見交換を行いました。その概要は、次のとおりです。

### 1. 教育のしくみ（小中一貫教育制度の研究・導入）

新たな教育のしくみとして、平成27年6月に学校教育法等が改正され、翌年4月には小中一貫教育の制度が開始されました。

その中で、小中一貫教育を進める新たな学校種として示された義務教育学校や、小中一貫教育制度について学ぶため、先進地視察を行いました。

小中一貫教育導入校（義務教育学校）の授業の様子、9年間を見通した教育目標の設定、前期課程及び後期課程の教職員による協働体制、小中一貫カリキュラムに基づく教育実践等、新たな教育のしくみについての理解を深めました。本制度は、小・中学校教職員の協働により、学びの系統性、指導の一貫性、成長の連続性を大切にして、教育活動を推進する効果的な教育のしくみであると理解できました。

学校が担わなければならない、新たな教育課題が増加し続ける今、児童生徒の学び、指導と成長の記録を確実に引き継ぎ、教育効果を一層高める教育のしくみとして、西脇市への導入に向けての研究を進めていただくよう要望します。

### 教育のしくみ

- ア. 小中一貫教育制度について、導入に向けての研究を進める。
- イ. 子どもの発達に即した、6・3制の見直しに関する研究を進める。

## **2. 教育のしくみ（就学前教育・高等学校との連携強化）**

西脇市が掲げる「0歳から15歳までの一貫した教育」を推進するためには、就学前教育との連携強化による義務教育への円滑な移行が必要です。また、市内の県立高等学校等との連携は、義務教育段階の子どもたちにとって日々の学習や高度化・専門化する学びへの意欲喚起にもつながります。

子どもたちが、就学・進学に伴う校種間の様々な段差をスムーズに乗り越えるための全ての取組・情報発信は、子どもたちや保護者にとって義務教育・高校教育への不安解消・信頼につながり「子育てにやさしいまち、西脇市」の発信にもつながると考えます。

西脇市の特色ある取組の一つとして、義務教育と就学前教育・高校教育との連携強化・充実を図るよう要望します。

## **3. 学習環境（今日的課題への対応）**

### ○ 教科担任制の円滑な導入（小学校）

国が進める、小学校5年・6年生への教科担任制導入は、教員の得意分野・専門性の発揮や教員の勤務時間適正化の観点から、大きな効果が期待できます。

そのために、一定の児童数を維持することにより、学年複数学級や教員数が確保され、効果的な制度活用・指導体制の確立に結び付くことを望みます。

### ○ G I G Aスクール構想の推進

国が進める「G I G Aスクール構想」推進に伴い、学校のICT環境は急速に整備されました。このICT環境を有効活用し、対面と遠隔・オンラインを併用するハイブリッド型の指導により、児童生徒が多様な考えを交流しながら課題解決を目指す、協働的な学びの実現が望ましいと考えます。

また、新たな時代に求められる資質・能力を児童生徒に育むためには、学習の場におけるICT機器の適切な活用とともに、主体的・対話的・深い学びの推進や、多様な学び方（個別最適な学び・協働的な学び）を可能にする集団規模の確保を望みます。

### ○ 外国語・英語教育推進

学習指導要領の改訂により、令和2年度から小学校外国語活動（小学3～4年）と外国語（小学5～6年）が、新たな教科として本格実施となりました。

小学校における4年間の「外国語活動」・「外国語」の学びの上に、中学校における英語教育3年間を加えた、計7年間の小中一貫カリキュラムに基づく系統的な学習指導が大切になります。

また、ALT常時配置や小・中学校教員の連携・協働指導、情報端末を活用した個別最適化学習の徹底や児童生徒間の外国語によるコミュニケーションの活性化等により、特色ある教育実践の一つとして取り組まれることが望ましいと考えます。

外国語活動・外国語や英語教育における「話す」・「聞く」等の表現活動には、ペア・グループ等の様々な規模の集団を弾力的に活用した学習活動の展開が求められます。

教科指導に必要な規模の集団を整えることは、外国語・英語教育の効果的な推進にとっても重要であると考えます。



#### 4. 地域・家庭との連携・協働（「地域とともにある新たな学校」づくり）

##### ○ 地域・家庭との連携・協働体制の強化

児童生徒を取り巻く環境や学校が抱える課題は、多様化・複雑化しています。検討会議においても、学校と地域・家庭の連携・協働の重要性に関する認識を共有することができました。

児童生徒の豊かな成長や学校教育が抱える課題の解決のためには、地域・家庭との連携・協働による教育推進が不可欠であるといわれています。三者が目標やビジョンを共有し、良きパートナーとして学校運営に関する連携・協働による取組を進め、「地域とともにある新たな学校」づくりを推進することが望ましいと考えます。

#### **地域・家庭との連携・協働**

ア．学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）等、新たな連携・協働体制の構築を図る。

イ．学校・地域・家庭が抱える諸課題に対し、迅速に対応し解決を図るしくみを構築する。

##### ○ 地域教育・体験教育の促進

子どもの豊かな成長のためには、教育の推進に社会全体が関わることの必要性が指摘されています。

西脇市が誇る豊かな自然、歴史ある地域文化、伝統ある地場産業等について、多彩な地域人材との触れ合いや体験を通して、ふるさと西脇市について学ぶ機会を充実することは、子どもたちに郷土愛を育むために望ましいと考えます。

#### **地域の教育資源活用**

ア．地域の歴史や伝統、文化や産業等に関する学びや地域の豊かな自然、さらには、地域の人・物に触れる実体験を通して、郷土愛を育む教育を推進する。

イ．外部講師による教育活動推進に、地域人材の活用を図る。

#### V. 教職員の勤務の適正化推進

小・中学校教職員の心身の健康維持は、児童生徒の生活・学習環境づくりや活力ある学校運営等に大きな影響を及ぼします。

国・県が進める教職員の勤務の適正化に関する様々な取組に加え、小・中学校教職員及び多様な専門性を持つ職員が一つのチームとして、連携・協働できる体制構築等を通じて、働き方を見直すことが大切だと考えます。

小・中学校教職員がワーク・ライフバランスを保ちながら、心身の健康を維持し、専門性を高め指導力を発揮できる職場環境が重要であり、働きやすく活力ある学校づくりを推進することで、児童生徒の豊かな学びにつなげていただくことを望みます。

## 教職員の勤務の適正化推進

小・中学校教職員の協働体制の強化、小・中学校一体となった学校運営・教育活動の推進により、教職員の勤務の適正化を主体的に推進する。

## Ⅵ. 基本的な考え方

検討会議において、学習環境規模適正化に係る協議を進めるに当たり、基本的な考え方について、次の5点について共通認識を図りました。

### 基本的な考え方

- ア. 教育の主人公である子どもを中心に据え、子どもにとって望ましい学習環境の実現を図る。
- イ. 市内全ての地域を検討対象とする。既存施設の有効活用を図ることを原則とし、中学校区を単位として検討する。
- ウ. 全ての学年で、一定の学習・生活集団規模の確保を目指す。
- エ. 小中一貫教育をはじめとする新しい教育のしくみを検討する。
- オ. 保護者・地域住民の理解を得ながら推進する。

## Ⅶ. 適正規模（学校規模）

### 1. 国・県の基準

学校規模の標準について、図表5に示すとおり、国は小・中学校ともに「12学級以上18学級以下」と定めています。

また、学級編制（1学級の児童生徒数）の標準については、図表6に示すとおり、小学校35人、中学校40人となっています。

小学校における学級編制基準の引下げ（40人→35人）は、令和7年度までの間に、小学6年生まで拡大されます。

なお、複式学級編制の標準となる児童生徒数については、図表7に示すとおりです。

図表5 学級数の標準

学校種別	学級数	1学年当たり
小学校	12学級～18学級	2学級～3学級
中学校	12学級～18学級	4学級～6学級

※ 学校教育法施行規則第41条（小学校）、第79条（中学校）

図表6 学級編制の標準

学校種別	人数	備 考
小学校	35人	小1は35人編制（令和2年度時点） 令和3年度から令和7年度にかけて小6まで拡大 兵庫県は、小4まで35人学級に拡大済
中学校	40人	国においては、中学校の35人学級も検討

※公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（義務標準法）第3条第2項

図表7 複式学級編制の基準

学校種別	国の編制基準	兵庫県の編制基準
小学校	2学年併せて16人以下	2学年併せて14人以下 第1学年を含む場合は、8名以下
中学校	2学年併せて8名以下	—

※公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（義務標準法）第3条第2項

## 2. 市内小・中学校の学校規模

西脇市においては、出生数の減少が続いています。毎年300人台を維持してきた出生数が、平成28年度から200人台に減少し、今後、200人を下回ることが予測されています。

こうした少子化の影響や社会増減（転出入）による影響等から、令和4年度時点における市内8小学校の内5校が、学年1学級・全6学級編制という小規模校に分類されます。

また、2学年を1学級に編制する複式学級編制が、18年間続いている過小規模校が1校あります。「小規模特認校制度」を導入しての学校運営が続いていますが、複式学級編制の解消には至っておりません。

大規模校（1校）の校区においても、今後、児童数が大きく減少する見通しです。

中学校においても、校区内の出生数減少の影響が生じかけており、市内4中学校の内3校が適正規模に満たない小規模校であり、さらに1校は学年1学級・全3学級編制というクラス替えのできない規模となっています。

市内小・中学校の学級数に基づく学校規模の分類については、図表8及び9に示すとおりです。

図表8 小学校の学校規模（特別支援学級を除く。）

学 級 数	分 類	H18年	H28年	R4年	備 考
5学級以下	過小規模校	1校	1校	1校	複式学級編制校1校
6学級～11学級	小規模校	3校	5校	5校*	*5校が1学年1学級
12学級～18学級	適正規模校	2校	1校	1校	
19学級～30学級	大規模校	2校	1校	1校*	*R4年は22学級
31学級～	過大規模校	0校	0校	0校	

図表9 中学校の学校規模（特別支援学級を除く。）

学級数	分類	H18年	H28年	R4年	備考
1学級～2学級	過小規模校	0校	0校	0校	
3学級～11学級	小規模校	3校	3校	3校*	*1校が1学年1学級
12学級～18学級	適正規模校	1校*	1校	1校	*H18年の1校は西脇中
19学級～30学級	大規模校	0校	0校	0校	

### 3. 適正規模に関する課題

国が示す学級数の標準（12学級～18学級）の範囲内にある適正規模校について、小学校は1校（西脇小）、中学校は1校（西脇南中）となっています。

また、小規模校（6学級～11学級）に分類される小学校は5校（日野小・比延小・芳田小・楠丘小・桜丘小）あり、全てが学年1学級編制となっています。

これらの小規模校は、今後、複式学級編制（5学級以下）になる可能性があります。

同様に、小規模校（3学級～11学級）の範囲にある中学校は3校あります。その内1校（西脇東中）は、平成29年度から全学年1学級・全3学級編制となっており、履修教科数に応じた教員の確保が困難な状況にあります。

### 4. 適正規模に関する提案

検討会議における学校の適正規模に関する主な意見は、次のとおりです。

- 過度な少人数規模は、学校運営・教育活動に制限・支障が生じる。
- 複式学級編制への移行は回避・解消することが望ましい。
- クラス替えが可能となる規模（1学年2学級以上）が望ましい。
- 小・中学校ともに学年複数学級を確保することが望ましい。
- 中学校は、履修教科数（10教科）に応じた教員数を安定的に確保できる学級数が望ましい。
- 教育における多様性を高めるため、ある程度の集団規模が必要である。
- 子どもの発達段階を考慮し、小学校は中学校区に1校配置することが望ましい。
- 長期を展望した適正規模は、市内中学校を2拠点に編成することが望ましい。
- 中学校区が拡大する場合、地域とのつながりが希薄化しない配慮が必要である。
- 様々な規模の学校があることを、西脇市の特色として発信できないか。
- 大規模校・小規模校それぞれの持つメリットを生かした教育を検討願いたい。

西脇市内にある大規模校・小規模校それぞれにおける教育実践について理解を深める中で、年少人口減少への対応を踏まえつつ、子どもの発達段階に応じた学校の適正規模・適正配置を目指し協議を重ねました。その結果、学校規模としては、次の2点を段階的に満たすことが望ましいとの合意を得ました。

## 方針

## 学校規模

- ア. 複式学級編制の回避・解消を図る。
- イ. 全学年に、一定規模の児童生徒数確保を目指す。（1学年2学級以上）

一定規模（1学年2学級以上）の児童生徒数の確保までは、小中一貫教育校としての連携強化や異年齢集団による活動、ICTを活用した交流や合同学習等、小規模であることの課題を解消したり、緩和するための方策を講じたりすることが望まれます。

## **VIII. 適正配置（通学距離・通学時間）**

### **1. 学びを支える学校配置**

学校配置方針については、中学校区を学校再編の拠点とし、適正な学習環境の構築を段階的に行うことを基本としており、想定される課題等として次の点を踏まえて検討しました。

- 小規模化する学校への対応
- 新たな教育のしくみ（小中一貫教育）の導入・推進基盤の構築
- 地域住民の理解促進
- 準備期間の確保（新校舎建設・改築を伴う学校再編を含む。）

これらの課題等の解決を図りながら、全市域を対象とした適正な学習環境の構築を円滑に、且つ、総合的に行うため、中学校区の3拠点化から始め、学校配置の検証を踏まえて中学校区の2拠点化への移行を目指すことが望ましいとの結論に達しました。

## 方針

### 学校配置（中学校区3拠点化）

ア．現中学校区を単位として、市内を3つの中学校区に再編する。

- ・ 西脇中学校区
- ・ 西脇東中学校区・黒田庄中学校区
- ・ 西脇南中学校区

イ．中学校は、3つの中学校区ごとに1校置く。

ウ．小学校は、4つの現中学校区ごとに1校置く。

### 学校配置の検証

市の人口推移や学級規模に係る教育制度等の変化を踏まえながら、本答申の学校規模に係る方針の維持が困難になると見込まれるおおむね3年前に、学習環境規模適正化の推進効果を検証し、中学校区2拠点化への準備を開始する。

ア．学校配置について検討する。

- ・ 中学校区2拠点化
- ・ 小学校4拠点配置の見直し

イ．学校配置の見直しに伴う学校施設の整備（新築・改築・改修等）及び通学方法等に関する検討を行う。

### 中学校区2拠点化への準備

学校配置の検証を踏まえ、中学校区2拠点化への準備及び小学校配置の見直しを行う。

ア．原則として現中学校区を単位とし、市内を2つの中学校区に再編する。

- ・ 西脇中学校区・西脇東中学校区・黒田庄中学校区
- ・ 西脇南中学校区

イ．中学校は、2つの中学校区ごとに1校置く。

ウ．小学校は、中学校区2拠点化準備に伴う見直しを行う。

## 2. 国の基準（通学距離・通学時間）

国は、公立小・中学校の通学距離について、小学校でおおむね4 km以内、中学校ではおおむね6 km以内という基準を定めています。

ただし、スクールバス等を活用することにより、小学校で4 km以内、中学校で6 km以内という通学距離の基準を大きく上回る広域な地域内での統合もあり得ます。その場合は、適切な交通手段を確保することで、遠距離通学に伴う問題をある程度解消する見通しが立つことを踏まえて、「おおむね1時間以内」という時間的基準を定めています。

図表10 通学距離（国の基準）

校種	通学距離基準	根拠法令
小学校（前期課程）	通学距離：おおむね4 km以内	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条第1項第2号
中学校（後期課程）	通学距離：おおむね6 km以内	

## 3. 適正配置（通学距離・通学時間）に関する提案

国が定める基準に基づき、通学先が変更となる児童生徒に対して、西脇市の責任において公共交通機関やスクールバスを活用した通学支援が望まれます。

公共交通機関やスクールバスを活用する際の詳細については、当該地域に設置する開校準備会議（仮称）において、当該地域関係者・保護者の理解を得た上で推進するよう提案します。

また、児童生徒のスクールバス活用に際し、自宅と乗降場所の間の徒歩又は自転車による移動についても、通学路となる道路の危険個所の点検や改善、見守り活動の拡大など、児童生徒の安全確保に関するしくみについて、学校・地域・家庭の連携による新たな枠組みの中での検討をお願いします。

### 方針

### 通学距離・通学時間

- ア. 通学距離：小学校（前期課程）はおおむね4 km以内とする。  
：中学校（後期課程）はおおむね6 km以内とする。

ただし、この基準を超える場合は、公共交通機関やスクールバスを活用した通学支援を行う。

- イ. 通学時間：通学方法に関わらず、小・中学校ともに1時間以内とする。

### 方針

### その他の通学支援

以下の項目については、各地域の実態を踏まえて、再編対象の校区に設置する開校準備会議（仮称）において、別途協議を行う。

《 通学支援対象エリアの基準、スクールバス等利用申請・許可、スクールバス等運行ルート、乗降場所、乗降場所までの通学路、登下校時の便数、乗車ルール、その他利用上の注意事項等 》

#### **4. 適正化推進のための実施計画の策定**

急速に変化する社会情勢や教育の動向、西脇市の人口動態・地域構造・財政状況等を踏まえ、より詳細な学校配置を目指す実施計画を策定することが重要です。

実施計画においては、学校再編時期や適正化推進の検証・見直し時期等、具体的な学校再編スケジュールを示すことが求められます。

実施計画策定後は、着実に実行されるよう要望します。

### **IX. 教育施設**

#### **1. 西脇市公共施設等総合管理計画の推進**

西脇市は、市が保有する公共施設全てを横断的にマネジメントしていくための計画を平成28年5月に策定しています。

公共施設の管理上の課題として、①施設の老朽化、②人口減少・少子高齢化、③維持管理に係る財源確保があげられます。こうした課題を解決し、次代に過大な負担を残さないため、本答申を踏まえた実施計画との整合を図りながら、学校教育施設の維持・管理と計画的な整備（新築・改築・改修等）を要望します。

#### **2. 西脇市立小中学校教育施設長寿命化計画の推進**

西脇市立小中学校教育施設長寿命化計画（以下「長寿命化計画」）は、学校教育施設のみを対象とし、施設利用状況や劣化状況等を把握するとともに、施設整備の優先順位や整備時期を設定し、計画的な保全を行うことによる施設の長寿命化や財政負担の平準化等を図ることを目的に、令和2年3月に策定しています。

本答申を踏まえた実施計画と長寿命化計画の整合を図りながら、学校教育施設の整備に取り組まれることを要望します。

#### **3. 学校教育施設整備に関する提案**

本答申を踏まえた実施計画に基づき、西脇市の学校教育施設の整備を的確に進めることが求められています。

学校再編に伴う新たな教育拠点は、西脇市の教育を展開する大切な子どもの学び舎として、また、市民にとっても魅力にあふれ、市民が誇れる西脇市の未来を象徴する施設として整備されることを望みます。

#### **方針**

#### **施設整備**

ア. 原則として、既存教育施設の有効活用を図る。

イ. 学校再編に伴う拠点校に必要な施設整備（新築・改築・改修等）を計画的に行う。



#### 4. 地域活性化・廃校舎利活用

学校再編に伴い、教育施設として不要となる校舎の利活用に当たっては、地域住民と関係機関が連携して、十分な協議を行うことが必要です。

例えば、地域の活性化につながる活用や地域のまちづくり活動の拠点としての活用、地域の防災拠点としての活用等について、検討することが望ましいと考えます。

#### X. 持続可能な学習環境を求めて

急激に変化する社会・教育環境に対し、学校が弾力的に対応でき、子どもたちの学びや学校生活にゆとりと安心・安全をもたらす持続可能な学校教育の枠組みを検討し続けることが大切になります。

そのため、本答申の対象期間中の年少人口の推移や学習環境規模適正化の進捗状況について継続的に検証するための組織を設置し、「地域とともにある学校づくり」の推進に活かすことが望ましいと考えます。

##### 方針

##### 適正化の検証

学習環境規模適正化検証会議（仮称）を設置する。

#### XI. 附帯意見

学習環境規模適正化の推進に伴う学校再編は、児童生徒・保護者や地域住民をはじめ、多くの関係者に様々な影響を及ぼすことを踏まえ、附帯意見を整理しましたので、次の事項について適切な対応を要望します。

- ◎ 保護者・地域住民をはじめとする関係者に対して、適時・適切な情報提供や丁寧な説明をしてください。
- ◎ 児童生徒の心身の健康管理や教育相談を重視するとともに、充実に向けた支援体制の整備に取り組んでください。
- ◎ 公共交通機関又はスクールバスの利用について、通学する児童生徒の様々な場面を想定した安全確保に努めるとともに保護者の経済的負担の軽減を検討してください。
- ◎ 新たな通学路の設定について、学校・地域・家庭の連携による児童生徒の安全確保に関するしくみの構築により、保護者の不安解消に努めてください。
- ◎ 現行の教育システムに適應することが難しい児童生徒への支援体制の再構築や居場所づくり等に関する環境整備に配慮してください。

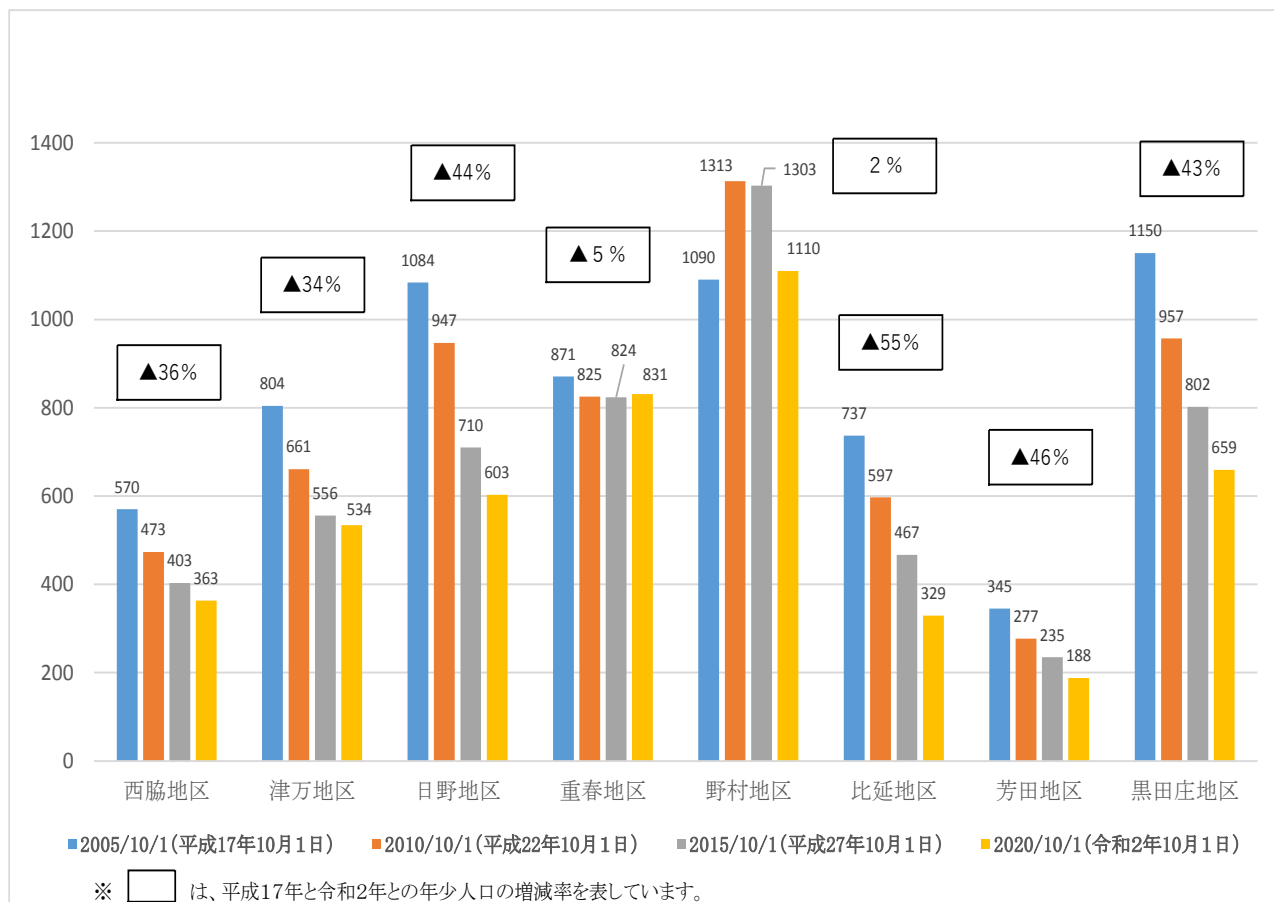
《参考資料》

○ 学校別児童生徒数の推移 《全校生人数（人）》 学校基本調査 5/1 時点

学校/年度	H 9	H14	H19	H24	H29	R 4
西脇小	7 4 2	6 9 5	6 8 5	4 8 2	4 0 6	4 0 9
重春小	7 4 9	7 1 8	8 0 0	8 2 3	8 1 6	7 5 7
日野小	3 7 8	3 7 6	3 7 6	2 8 1	2 1 4	1 6 7
比延小	3 0 3	2 5 9	2 3 6	2 0 8	1 4 9	1 2 4
双葉小	5 9	5 1	3 0	3 2	3 1	3 9
芳田小	1 9 6	1 6 2	1 3 5	1 0 0	9 8	8 2
楠丘小	3 2 3	3 0 5	2 5 9	1 9 4	1 7 2	1 7 1
桜丘小	2 4 2	2 5 1	2 2 7	1 7 9	1 4 0	1 0 6

学校/年度	H 9	H14	H19	H24	H29	R 4
西脇中	6 9 8	5 9 0	5 6 7	4 9 6	3 4 6	3 1 4
西脇東中	2 0 8	1 7 0	1 5 1	1 1 8	1 0 9	8 6
西脇南中	4 9 0	4 0 2	3 8 0	4 6 6	4 8 4	4 4 9
黒田庄中	3 2 3	2 6 3	2 7 3	2 4 3	1 7 6	1 5 2

○ 地区別年少人口（0歳～14歳）の推移 出典：西脇市統計書 住民基本台帳人口



○ 年齢別小中学校区別年少人口一覧表（住民票基本台帳登録データ R 4. 4. 1 時点）

小学校

学年	年齢区分	西小	日小	比小	双小	重小	芳小	楠小	桜小	合計
<b>小6</b>	<b>11歳児</b>	<b>72</b>	<b>32</b>	<b>22</b>	<b>6</b>	<b>144</b>	<b>18</b>	<b>39</b>	<b>23</b>	<b>356</b>
<b>小5</b>	<b>10歳児</b>	<b>64</b>	<b>35</b>	<b>22</b>	<b>5</b>	<b>158</b>	<b>14</b>	<b>28</b>	<b>13</b>	<b>339</b>
<b>小4</b>	<b>9歳児</b>	<b>64</b>	<b>36</b>	<b>27</b>	<b>0</b>	<b>119</b>	<b>14</b>	<b>34</b>	<b>16</b>	<b>310</b>
<b>小3</b>	<b>8歳児</b>	<b>75</b>	<b>32</b>	<b>26</b>	<b>7</b>	<b>122</b>	<b>14</b>	<b>30</b>	<b>16</b>	<b>322</b>
<b>小2</b>	<b>7歳児</b>	<b>66</b>	<b>26</b>	<b>12</b>	<b>0</b>	<b>149</b>	<b>5</b>	<b>19</b>	<b>16</b>	<b>293</b>
<b>小1</b>	<b>6歳児</b>	<b>75</b>	<b>34</b>	<b>17</b>	<b>6</b>	<b>117</b>	<b>19</b>	<b>29</b>	<b>22</b>	<b>319</b>
年長	5歳児	75	28	17	1	129	11	25	13	299
年中	4歳児	72	28	10	2	106	12	20	18	268
年少	3歳児	59	23	10	4	109	7	17	11	240
*	2歳児	55	31	8	2	84	10	22	14	226
*	1歳児	37	21	10	1	98	0	12	11	190
*	0歳児	54	29	12	2	94	7	11	6	215

中学校

学年	年齢区分	西中	東中	南中	黒中	合計
<b>中3</b>	<b>14歳児</b>	<b>96</b>	<b>31</b>	<b>167</b>	<b>59</b>	<b>353</b>
<b>中2</b>	<b>13歳児</b>	<b>118</b>	<b>31</b>	<b>150</b>	<b>61</b>	<b>360</b>
<b>中1</b>	<b>12歳児</b>	<b>112</b>	<b>23</b>	<b>164</b>	<b>35</b>	<b>334</b>
小6	11歳児	104	28	162	62	356
小5	10歳児	99	27	172	41	339
小4	9歳児	100	27	133	50	310
小3	8歳児	107	33	136	46	322
小2	7歳児	92	12	154	35	293
小1	6歳児	109	23	136	51	319
年長	5歳児	103	18	140	38	299
年中	4歳児	100	12	118	38	268
年少	3歳児	82	14	116	28	240
*	2歳児	86	10	94	36	226
*	1歳児	58	11	98	23	190
*	0歳児	83	14	101	17	215

※ 本資料は、令和4年4月1日現在の住民基本台帳登録データに基づくものです。

※ 校区外就学による増減や兵庫教育大学附属小・中学校・県立特別支援学校・私立小・中学校等への就学・進学は反映されていません。

## ○ 検討会議・地域会議・地区別現状説明会等の開催状況

### 1 検討会議

回	開催日	開催場所	主な内容
第1回	R 2. 7. 31	ドウジアム	委嘱・諮問・会長等選出・論点整理 検討会議設置背景・本市現状説明 等
第2回	R 2. 8. 28	ドウジアム	I 「適切な教育システム」
第3回	R 2. 11. 20	西脇市民会館	II 「適正な学習環境」
第4回	R 3. 3. 26	西脇市民会館	III 「適切な家庭・地域との連携・協働」
第5回	R 3. 6. 25	西脇市役所	IV 「適正な学級規模・学校規模」
第6回	R 3. 7. 21	西脇市役所	V 「適正な学校配置」
第7回	R 3. 10. 22	西脇市役所	VI 「適正な学級規模・学校規模と適正配置に伴う通学条件・施設環境」
第8回	R 3. 12. 23	西脇市役所	審議「本市における学習環境適正化」①
第9回	R 4. 2. 25	西脇市役所	審議「本市における学習環境適正化」②
第10回	R 4. 4. 15	西脇市役所	審議「これまでの協議を踏まえた答申案」①
第11回	R 4. 5. 20	西脇市役所	審議「これまでの協議を踏まえた答申案」②
第12回	R 4. 6. 17	西脇市役所	審議「これまでの協議を踏まえた答申案」③

### 2 地域会議

校 区	開催日	開催場所	主な内容
西脇中学校区	R 2. 10. 29	市民センター	地域会議設置説明、 本市の現状説明、 検討会議進捗状況説明、 意見交換（ワークショップ）等
	R 3. 7. 2	ドウジアム	
	R 3. 10. 29	センティア西脇	
	R 4. 3. 25	センティア西脇	
西脇東中学校区	R 2. 11. 2	上比延公民館	
	R 3. 7. 9	こみせん比也野	
	R 3. 11. 5	こみせん比也野	
	R 4. 3. 11	こみせん比也野	
西脇南中学校区	R 2. 10. 22	西脇南中学校	
	R 3. 4. 16	みらいえ	
	R 3. 7. 6	みらいえ	
	R 3. 11. 2	みらいえ	
黒田庄中学校区	R 4. 3. 9	みらいえ	
	R 2. 10. 16	黒っこプラザ	
	R 3. 6. 29	黒っこプラザ	
	R 3. 11. 12	黒っこプラザ	
	R 4. 3. 14	黒っこプラザ	

### 3 地区別現状説明会

地区	開催日	開催場所	主な内容
西 脇	R 3. 8. 6	センティア西脇	本市の現状説明、 義務教育の動向説明、 検討会議の報告、 意見交流等
	R 4. 2. 20	オリナスつながるスタジオ	
津 万	R 3. 7. 31	大野隣保館	
	R 4. 2. 20	オリナスつながるスタジオ	
日 野	R 3. 7. 23	サンパル日野	
	R 4. 3. 5		
重 春	R 3. 7. 30	みらいえ	
	R 4. 2. 19		
野 村	R 3. 8. 2	野村町公民館	
	R 4. 2. 26		
比 延	R 3. 7. 31	比延小学校	
	R 4. 2. 27	こみせん比也野	
芳 田	R 3. 7. 30	芳田の里ふれあい館	
	R 4. 2. 26	芳田こども園	
黒田庄	R 3. 8. 6	黒っこプラザ	
	R 4. 3. 5		

### 4 これからの義務教育を考える集い（就学前保護者対象説明会）

対象者・対象地区	開催日	開催場所	主な内容
野村・重春マミィ	R 3. 11. 8	オリナスはぐくむスタジオ	本市の現状説明、 義務教育の動向説 明、意見交流 等
芳田マミィ	R 3. 12. 28	芳田の里ふれあい館	
重春・野村・芳田	R 3. 12. 5	オリナスはぐくむスタジオ	
西脇・津万・日野	R 3. 12. 5	オリナスはぐくむスタジオ	
比延	R 3. 12. 11	こみせん比也野	
黒田庄	R 3. 12. 11	黒っこプラザ	

### 5 西脇市教育フォーラム

開催場所	開催日	主な内容
みらいえ 多目的ホール	R 3. 11. 28	主題「子どもたちのミライと学びのカタチ」 義務教育の動向説明、パネルディスカッション、 児童アトラクション等

### 6 教職員説明会

	開催日	開催場所	主な内容
第1回	R 3. 11. 19	西脇市役所	本市の現状説明、義務教育の動向説明、検討 会議の進捗状況説明、意見交流 等
第2回	R 3. 12. 3	西脇市役所	
第3回	R 4. 3. 4	西脇市役所	